

名刺交換をさせて頂いた皆様にお届けしています。

つくし会通信

発行：一般社団法人高齢期サポートつくし会 第6号 2016年6月

つくし会からのメッセージ

つくし会では、その活動の中で書籍や研修資料を見る機会が多くあります。また、新聞、雑誌、ネット等には様々情報が溢れています。そして、高齢者、障がい者に対応されている皆さんの日々の想いがあります。それらのほんの一部ではありますが、一つの紙面に集約し、お届けします。

ご存じですか、「無期転換ルール」

厚生労働省の報道発表資料（H28/4/27）から話題を拾ってみました。

発表資料のタイトルは『労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応を促すための厚生労働省の支援策などを紹介します』です。

タイトルからして???という感じではないかと思いますが、「労働契約法」って???「無期転換ルール」って???かとも思います。

労働契約法自体、施行されてまだ日が浅い法律（H20 施行）ですし、「無期転換ルール」は同法の一部改正によって、平成25年4月に施行された出来立てのルールですから、どちらも???は当然だと思います。

ただ、2009年、2010年辺りだったと思いますが、「派遣切り」とか「雇止め」という言葉が新聞・テレビを賑わせ、日比谷公園に年越し村が出現して、大きな社会問題になったことは、まだ記憶に新しいのではないのでしょうか。

この「無期転換ルール」は、こうした社会問題を背景として制度化されたルールで、一日数時間のヘルパーであれ正社員同様フルタイムで働く臨時雇用の労働者であれ、採用時に「1年」や「半年」など、期間の定めのある労働条件で雇用されている有期契約労働者の「雇止め」や有期という「不安定な雇用状況」の解消を図ることを目的として制度化されたものです。

無期転換ルール（労働契約法第18条（富外要約））

通算5年を超えて契約更新した労働者が「無期契約に転換したい」と申し込んできた場合、事業主は、この申し込みを承諾しなければならない（＝無期雇用へと切り替えなければならない。）

この条文を読む限り「パートタイマーも5年更新でフルタイムの正社員になる」と受け止める方も居られるかも知れませんが、厚生労働省のモデル就業規則その他の資料を読む限り、その趣旨は必ずしもストレートにパートから正社員への移行を定めたものではありません。



しかし、非正規が4割超の今の時代、そして、パート等の有期労働者の職務内容が正社員とほぼ同じというケースが珍しくもない今の時代、無期転換ルールが実施されれば、その労働者に適用すべき就業規則は正社員用なのかパートや非正規用なのか、といった疑義や混乱が必ず出てくるのではないかと想像します。そして、その影響は、賞与や手当、休暇の取り扱い等の形で具体的に表れてきます。

「通算5年を超え」の最も直近の年月は平成30年4月です。しかし、有期の雇用に依存する割合の大きな事業所の管理者の皆さんは、まだまだ時間があると考えず、この「無期転換ルール」の趣旨を、就業規則等の労務管理規定に、出来るだけ明確に取り込むよう今から検討をスタートさせることをお勧めします。

また、各種の規定類は相互に関連した箇所があるので、この機会を前向きに捉えて、事業所の全ての規定類を再点検してみる、あるいは全面的に見直してみることをお勧めしたいと思います。知らぬ間に、労働契約法やパート労働法などの労働法令違反を犯していた、というのは何としても避けたいものです。

こうした作業は、一見地味で目立たないけれど、健全な事業所運営には不可欠のものと思っています。

講師活動報告（富舛代表理事）

4月26日 グループホームあすか（西区） 運営推進会議（画像なし）

- ・短い時間ではありましたが、後見制度、相続、遺言についてお話しをさせていただきました。
- ・ほんの入り口論程度のお話ししか出来ませんでしたが、質問タイムでは幾つかの的確な質問のほか心とむじョークも飛び出し、むしろ私の方が楽しい時間を過ごさせていただきました。ありがとうございました。

5月19日 カトレア会（手稲区）マンション住民の皆さんのサロン活動

- ・手稲区介護予防センター稲穂・金山・星置様からご依頼を頂き、後見制度、相続遺言、終活などについてお話しをさせていただきました。
- ・終活のお話しに多くの時間をかけることができませんでしたが、熱心に耳を傾けて頂きました。終活という言葉には、もう暗いイメージもマイナーな感触もないですね。最後の準備をするということが、既に当然のことと受け止められていると感じました。



社会福祉法人宏友会（西区）の「パープル・カフェ」を見学

- ・5月27日、宏友会様から声をかけて頂き、素晴らしい藤の花のお花見会を見学させていただきました。
- ・ひと目300坪超もあるかと思われる敷地全体に張り巡らされた藤棚から枝垂れ咲く紫と白の藤の花の美しさに、ひと時、時間を忘れる思いでした。
- ・このパープル・カフェ、昨年からは地域住民の方にもオープンにしているとのこと。この素晴らしさ、美しさを地域の皆さんと共に楽しみたいという、宏友会様の思いが伝わってきて、とても良い取り組みと感じました。
- ・4店の出店があり、華やいだ、楽しい雰囲気づくりに一役買っていました。来年も是非行きたいです。



（投稿）今、私は・・・ 医療法人北武会 北都病院 医療ソーシャルワーカー 上村 洋

今年4月に診療報酬改定がありました。前回の診療報酬改定の流れを引き継ぐ在宅医療を重視する内容となり、療養型病院である当院にも大きな影響を受ける内容となりました。

従来、療養病院というと、自宅や施設では生活が困難な医療ニーズのある患者様が長期療養を目的として入院することが多かったのですが、今回の改定により、より医療ニーズの高い患者様の受け入れを求められるようになり、また自宅や施設への退院支援を求められるようになりました。制度が変化していく中、患者様の状態によっては、今までのような長期療養が難しくなるケースも増えてくるのではないかと感じております。

社会的入院を減らす国の方針ではありますが、自宅や施設で介護することが出来なくなり、その後の療養先として療養病院へ相談にくる患者様やご家族の想いを聞く相談員の立場としては、複雑な想いがあります。

自分に出来ることのひとつとしては、患者様ご家族に国の方針、制度の説明を理解して頂けるように丁寧に説明すること。また患者様ご家族が安心して療養生活を送れるように支援させて頂くことが重要と考えております。

一般社団法人 高齢期サポートつくし会	検 索	(文責) 代表理事 富 舛 和 夫
		(編集) 特定行政書士 松 岡 京 子
住所：〒006-0851 札幌市手稲区星置1条1丁目9番8号		
TEL：011-215-6972 FAX：011-215-6973		
E-mail：k-tmms@f7.dion.ne.jp つくし会通信は隔月発行です。		

お願い：今後この「つくし会通信」の送付をご希望されない場合は、恐縮ですがTEL、FAX、E-mail いずれの方法でも結構ですのご連絡ください。